

大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会（第2回）

議事録

日 時：平成26年10月6日（月）

午後5時～7時

場 所：国民会館12階 小ホール

司会（松永総括主査） 定刻となりましたので、ただいまより、大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、大阪府資源循環課の松永と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、大阪府環境政策監の竹柴より、ご挨拶を申し上げます。

竹柴環境政策監 環境政策監の竹柴でございます。部会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、お忙しい中、部会のためにお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日程の調整でご無理を申し上げた関係で、このような時間になってしまったこと、お詫び申し上げます。

本日の部会では、先日の9月12日に環境審議会に諮問をさせていただきました、リサイクル製品認定制度のあり方について、認定制度の根幹を担っていただいております本部会の委員の皆様方にご議論をお願いするものでございます。

この認定制度は、条例に基づきまして、平成16年に創設をいたしました。その後、10年を経過したところでございまして、この間、府民の意識でありますとか、技術の進展といったような状況の変化が見られる中で、ここで一度立ち止まって、じっくりと見直してみるのもいいのではないかということで、皆様方をお願いをした次第でございます。

おりしも、一昨年には大阪府の循環型社会推進計画におきまして、リサイクルの質の確保と向上、昨年の国の基本計画におきましても、リサイクルの質の向上ということで、社会変化を捉えまして、質の向上ということが唱えられております。

そういうことも含めまして、ここで一旦このリサイクル製品認定制度そのものを見直していただきたいということをお願いしまして、積極的なご議論をお願いしたいと考えております。どうかよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

司会（松永総括主査） それでは、本日の配付資料の確認をさせていただきます。

まず、議事次第、これの裏面に配付資料の一覧がございます、委員名簿、配席図、資

料1、資料2、資料3-1～3-3まで、資料4、それから参考資料1～4でございます。また、委員の皆様方には出席確認票をお配りしております。お手数ですが、お名前をご記入いただきますようお願いいたします。こちらは、会議の終了後に、事務局のほうで回収いたしますので、お席に置いたままにしておいてください。さて、資料はお揃いでしょうか。

本日の部会は、9月12日に環境審議会に諮問しました「リサイクル製品認定制度のあり方」について、専門的な議論を深める必要があるため、環境審議会において本部会での審議が決定されたことから、開催するものです。つきましては、大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会運営要領に、本部会の審議事項として再生品認定のあり方を加える改正を行いました。お手元の資料1、第3「会議」の下線部が追加修正した部分ですので、ご確認ください。

続きまして、本部会の成立につきましては、部会運営要領第3の第2号の規定により、委員の2分の1以上の出席が必要となっております。本日は、委員定数5名のうち4名のご出席をいただいておりますので、本部会は有効に成立することをご報告申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。本部会の議長は、部会運営要領の第3の第1号により、部会長に務めていただくことになっておりますので、福岡部会長に、以降の議事進行をお願いいたします。

福岡部会長 はい、こんにちは。そうしましたら、議事を進めてまいります。

まず、議題の(1)で「会議の公開について」ということが書いてありますけれども、これは、通常の認定の場合は、事業者の技術的なことがあるということで、非公開ということにしているんですけれども、今回のあり方の検討ということについては、資料2に「大阪府情報公開条例」と「会議の公開に関する指針」というものがあって、これを見ますと、公開することが望ましい案件かなと思います。ということで、公開にいたします。

(異議なし)

福岡部会長 はい、そうしましたら、事務局は、これからこの案件のほうは公開ということで手続き等をお願いいたします。

それですね、次第の2番に入ります前に、先ほど来、9月12日に環境審に諮問というご説明をいただいております、そのことについて、もう一度確認したいと思いますので、事務局のほうから一度ご説明をお願いします。

事務局(水丸循環型社会推進室副理事) 循環型社会推進室副理事の水丸でございます。私のほうから、今回のリサイクル製品認定制度のあり方の諮問について、説明させていただきます。

参考資料1といたしまして、A4の諮問文と、それからA3の説明資料がございますが、審議会のときもA3の資料で説明させていただきましたので、A3の資料をご覧ください

ただければと思います。失礼ですが、座って説明させていただきます。

まず、資料の左側にリサイクル製品認定制度の概要をお示ししておりますが、これにつきましては、部会委員の皆様もよくご存知でございます。また後ほど、他府県の認定制度の事例、状況などと併せて、また担当のほうからの説明もございますので、ここでは省略をさせていただきます。

資料右上の「リサイクルの現状と課題」のほうをご覧ください。まず、「1. リサイクルの進展状況」でございますが、国が循環型社会元年と位置付けました2000年からの10数年間で、リサイクルに関する様々な施策が進展してまいりました。

国の循環計画の指標でございます「資源生産性」や「リサイクル率」、「最終処分量」の近年の全国値の推移を表1に示しております。いずれも全体的には改善しておりますが、例えば、資源生産性は資源の種類による差が大きいという状況がございます。

また、表2の主な循環資源の種類別のリサイクル率を見ますと、リサイクル率が高い水準にあるもの、あるいは、平成17年と24年の間で向上してきたものも多くございますが、図2に示しました廃プラスチックにつきましては、サーマルリサイクルの割合が高く、繰返し利用が可能なマテリアルリサイクルの割合は低いという状況でございます。

次に、下のほうにまいりますが、「2. 目指すべき循環型社会の方向性」でございます。

先ほど、政策監のあいさつにもございましたが、府の循環計画、それから国のほうの循環計画、いずれにおきましても、リサイクルの質の向上という観点から、府の場合では、素材へのリサイクルなど、繰返しリサイクルが可能な「より質の高いリサイクル」を優先することを掲げております。また、国のほうでも、水平リサイクル等の高度なリサイクルの促進ということで、リサイクルの質にも着目するという方向性が示されております。

続きまして、「認定制度の現状と課題」でございます。今年6月に実施いたしました「認定企業アンケート」の結果では、認定制度は、有効な制度と評価されているとともに、エコマーク等の全国的な制度とは住み分けて活用されているという状況でございます。

一方、認定製品の内訳を見ますと、土石系以外の循環資源、例えば、廃プラスチックや廃ガラスを原料とした製品が少なく、また、繰返しリサイクルが可能な製品が少ないという状況でございます。

次に、資料の一番下の「検討内容とスケジュール」でございます。検討内容といたしましては、これも先ほど政策監のあいさつにもありましたように、府の循環条例の「再生品の認定及び普及」の規定に基づきまして、平成16年度から実施しております、この認定制度について、創設から10年を迎えるに当たり、このような現状や課題を踏まえ、一度立ち止まって、より質の高いリサイクルを促進する制度となるよう、今後の認定制度のあり方について、ご審議をお願いするものでございます。

最後、スケジュールでございますけれども、この部会におきまして、専門的な観点からご審議いただき、部会の検討結果を年度内に取りまとめの上、来年度第1回の環境審

議会でご答申をいただき、その後、答申を踏まえた新たな制度に移行したいと考えております。また、本件についてご審議いただく部会としては、今回を含めて3回程度を予定しております。なお、今年度の第2回目の認定製品の審査を行う部会につきましては、例年と同様に、2月頃に開催したいと考えております。また日程調整は、このあり方の審議の部会との関係も含めまして、調整をさせていただきたいと考えております。

以上で、諮問についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

(麓委員入室、出席委員は5名となる)

福岡部会長 はい、今ご説明いただきましたように、9月12日に知事から環境審議会に諮問があったと。これは、実は前回の認定のときの後でフリーディスカッションをさせていただいて、そのときは、こういうのが来るぞ来るぞという感じになっていましたので、大体的内容ですね、何が問われているのかということは、ご承知いただいているのかなと思っています。それで、制度のあり方ということになってですね、認定の際にこれはすごくやりにくいとかですね、こんな話が出てきていいのかなというようなこととかもあったかもしれないんで、そういうことも踏まえて、議論していきたいと。先ほどスケジュールを言っていただきましたけれども、3回くらい、ちょっと詰めて検討して、また環境審議会に報告するということになります。ということで、部会運営のほうのご協力をよろしくお願いいたします。

それで、議題の2ですね、リサイクル製品認定制度の現状についてということで、事務局のほうで資料を作っていただいていますので、その説明をお聞きしたいと思います。資料の3-1、2、3とあるんですね。まず、資料3-1について、説明をしていただけますでしょうか。

事務局（中戸課長補佐） 大阪府資源循環課の中戸でございます。大阪府リサイクル製品、なにわエコ良品の認定制度の現状ということで、資料3-1に基づきまして、ご説明させていただきます。それでは、資料3-1のほうをご覧くださいませでしょうか。座って説明させていただきます。

このリサイクル製品の認定制度は、委員の皆様方はよく存じ上げていらっしゃるのだと思いますけれども、この制度の目的といたしまして、循環型社会の構築、それから、リサイクル製品の生産者をはじめとするリサイクル関連産業の育成、それから、リサイクル製品の消費者への普及啓発、こういったものを目的に進めてきた制度でございます。

この制度の経過を、資料3-1の1ページの中ほどの「3. 制度の経過」というところにまとめておりますけれども、平成14年度に環境審議会でご審議していただく中で、リサイクルを推進するためには、リサイクル関連事業者の育成につながる施策が必要ということで、循環型社会形成に向けた条例の基本的な考え方についての答申の中に、そういったことが盛り込まれました。この間、10月には、府議会でリサイクル製品の認定やリサイクル事業者の育成の必要性について議論されているところでございます。

この答申を受けまして、平成15年3月に循環型社会推進条例が制定されまして、再

生品の認定及び普及について、第12条に規定されたところがございます。後ろのほうに付けております、参考資料3をご覧くださいませでしょうか。

こちらのほうの参考資料3が、循環型社会形成推進条例の抜粋でございますけれども、そちらの中ほどの第12条に、再生品の認定及び普及ということで規定をしているところがございます。

資料3-1に戻っていただきまして、この条文に基づきまして、平成16年4月に認定要領を施行し、毎年2回、製品認定を進めてきたところがございます。

平成16年度以降、この認定制度は、例えば、平成23年5月に、認定を受けることのできる製品を、大阪府内で製造されたものということから、日本国内で製造されたものということに、要件を緩和するというようなことはございましたが、大きな枠組みの見直しは行われていないといったような現状でございます。

続いて、2ページに移りまして、現在の認定製品数でございますけれども、この10月1日で270製品になっております。その内訳は、下側の表をご覧くださいませいんですけれども、土木資材と建築資材を合わせて7割を超えています。そして、特に、土木資材のほとんどが再生路盤材になっている状況でございます。一方、一般消費者が普段目にするような日用品、事務用品の割合が少ないといったような状況になっております。

3ページに移りまして、これまでの主な取組みをここで書いておるんですけれども、認定製品のPRとしてはチラシ等の作成・配布、府のホームページへの掲載、イベントにおける製品展示等を行っており、平成22年度以降の主な製品展示の実績を、こちらの資料にお示しているところがございます。また、府におきましては、グリーン調達方針において、認定製品は率先購入の対象としており、トイレットペーパー、作業用手袋、デスクマット等を購入しておるところでございます。

4ページに移りまして、4ページでは、他府県におけるリサイクル製品認定制度の現状を取りまとめしております。全国でリサイクル製品認定制度を定めている府県は38ございまして、そのうち、特徴的な取組みを(2)に掲げております。例えば、北海道では、リサイクル認定製品のうち、道内で開発された技術を用い、特性などが優れた北海道にふさわしいものを「北海道リサイクル認定ブランド」とする、2段階の認定の枠組みを持っております。また、滋賀県では、対象品目が、用途が一般化しているものを除くといったような規定をするなどという特徴がございます。5ページに、参考といたしまして、他府県の認定製品数等を示しておるところでございます。

6ページを次にご覧いただきたいんですけれども、6ページには、エコマーク制度等の比較を参考として付けております。エコマーク制度は、目的をご覧くださいませいんですけれども、リサイクルだけではなく、環境全体に着目した制度であること、認定審査料だけではなく使用料も必要であるということなどがありまして、後ほど、資料3-3の中で説明させていただきますけれども、認定制度は、このような制度の特徴から、エコマークと住み分けて活用されておるといったところがございます。

以上で資料3-1の説明を終わらせていただきます。

福岡部会長 はい、ありがとうございました。

この資料3-1について、まず、質問とか疑問点がありましたら、おっしゃっていただけだと思いますが。いかがでしょうか。

まず、ちょっと確認で、条例に、認定をするんだというのと、普及をするんだというのが書いてあるということですね。

事務局（中戸課長補佐） はい。そうでございます。

福岡部会長 その「別に定めるところ」というのが要領ということですね。ということは、今見直す部分というのは、この認定要領をつまみ見直すんだということになりますね。

事務局（中戸課長補佐） はい。そうですね。

福岡部会長 認定要領の最初は、一般的な申請をどうするかという話で、認定要領、参考資料2の5ページ辺りが、品目を規定している部分ですね。それから、基準が7ページにあると。この辺を頭に入れておかないといけない。

ご質問、他、ありませんでしょうか。

中浜委員 制度の目的にも掲げてありましたように、リサイクル製品の消費者への普及啓発ということなんですけれど、この認定製品のPR、平成22年度から、2、3年は大阪府消費者フェアとか環境パネル展、リサイクルフェアということで、すごく暮らしに密着したようなところでPRが行われているなどは感じているんですけれど、平成24年くらいからを境に、守口市ではそういったフェアみたいなので展示されていますが、なぜか企業側の説明会とかということで、ちょっとかけ離れたというような感じになっているように思います。そういった消費者フェアは、子どもも親御さんも皆さん参加される、いいイベントの一つだと思うんですけれども、大阪府の啓発事業の一つとして、平成24年からPRがなされていないというのは、やはり何か事情があるのでしょうか。説明をお願いします。

福岡部会長 事務局のほう、いかがでしょうか。例えば、予算が削られたとか、何か。

事務局（中戸課長補佐） そうですね、平成24年度から予算の関係等もございまして、イベント等への出展というのが縮小してきていることは事実でございまして、企業さん向けのところで説明会での展示とかというのは、使ってもらわなければということもございまして、展示というのを行ってきたところなんですけれども、これから、この部会でも、PRをどうしていくのかということも議論していただきたいところがございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

中浜委員 ありがとうございます。普及啓発となったら、ぜひとも2014年の消費者フェアが11月にありますので、そちらで飾っていただいたり、啓発していただいたりという、そういったことも検討していただければなと思っております。以上です。

福岡部会長 はい、この3ページに書かれているのは、例えば職員の方がこの現場に行

かれて何かされたものを挙げておられるとか、それか、パネルがあつて、それを貸し出すとか、サンプルを展示するんだとか、そのレベルはいかがなんでしょうか。

事務局（中戸課長補佐） 基本的には、パネルとサンプルの展示でして、これも「主な」と書かせていただいていますとおり、これがすべてという訳ではございません。市の環境フェアの展示とかでしたら、こちらの職員ではなく、市の職員の方がその場で製品とかを、来られた方に見ていただくというような形になっています。その前のリサイクルフェアとかいうのになりますと、こちらの職員が行つてという形になっております。

福岡部会長 はい。その辺は、ネットワークとかで、今後対応していくとか、また色んなアイデアをいただきたいと思います。

まず、この資料について、他の質問とかがありましたらお願いします。

ちょっと私が気になったのは、4ページで他府県のを書きいただいている、滋賀県が、用途が一般化しているものは除くということになっているんですけども、ということは、一般化していないものをこれから育てましょうというような感じかと思うんですけども、具体的にはどういったものがあるんでしょうか。

事務局（中戸課長補佐） 認定されているものということですね。例えば、インターロッキングブロックとかは認定されています。リサイクルを進めるというのも、一つこの認定制度の目的としてありますけれども、滋賀県のほうは、最終処分量を減らすというのも、このリサイクル認定制度の目的ということで位置付けられておまして、滋賀県でこれを減らしたいというようなものについては、対象とする、例えば、間伐材とか建設汚泥とか、そういったものは滋賀県の中では、廃棄物の量としては多いので、この辺は積極的に認定していきましよう、だけれども、一般化している、ここに挙げているものは除くといったような基準でやっていらっしゃるということです。ただ、認定要領の認定基準として、製品のこれは入らない、これは入るという形で明確に決めていらっしゃるという訳ではございませんで、有識者の方々による認定委員会を持っていらっしゃいまして、その認定委員会の中で、これは認定してもいいよ、これは認定しないよということを決めていらっしゃるということでお伺いしています。

福岡部会長 はい。この資料に関して、他にご質問とかよろしいでしょうか。

そうしましたら、引き続き、他の資料も出ていますので、資料3-2、3-3、これは続けて説明をお願いします。

事務局（熊澤副主査） 大阪府資源循環課の熊澤と申します。よろしくお伺いいたします。座つてご説明させていただきます。

それでは、まず、リサイクルの現状と方向性について、ご説明いたします。資料3-2の1ページをご覧ください。まず、リサイクルの全般的な進展状況として、上段の表1をご覧ください。こちらは、大阪府が産業廃棄物の処理に関する実態調査を実施しております年度に合わせて、平成7年から5年ごとのリサイクル率を載せておりますが、各種法令の整備であるとか施策の進展によりまして、大阪府、全国において、一般廃棄

物、産業廃棄物ともに向上しております。

参考となりますが、廃棄物の排出量と最終処分量の推移につきましては、下の表2と表3とおりでありまして、削減が進んでいるところです。

続きまして、2ページをご覧ください。循環資源の種類別のリサイクルの状況について、ご説明いたします。まず、スチール缶については上段左の図1、アルミ缶については右の図2のとおり、ともに90%前後の高いリサイクル率を維持しております。

次に、ガラスびんにつきましては、中段左の図3のとおり、リサイクル率は70%前後で推移しております。中段右の図4ですが、こちらは、リサイクルされたびんの色別の用途を示しておりますが、無色、茶色以外につきましては、約60%がびん以外のものになっておりまして、びんのリサイクルのループから外れるという形となっております。

次に、古紙につきましては、下段左の図5になりますが、回収率は大きく向上しておりますが、利用率については横ばいでありまして、この差については、回収された古紙が海外へ輸出されているためというふうに考えられます。

3ページをご覧ください。廃プラスチックにつきましては、上段左の図6になりますが、全体のリサイクル率につきましては向上していますが、素材としてのリサイクル率、マテリアルリサイクルは、横ばいということになっております。

次に、建設廃棄物についてですが、建設リサイクル法の施行によりまして、特にアスファルト・コンクリート類につきましては、97%を超える高いリサイクル率を維持しております。

4ページをご覧ください。目指すべき循環型社会の方向性について、ご説明いたします。大阪府では、循環型社会の形成に向けて、循環型社会推進計画において施策の基本方針というものを定めております。上段の四角にあります、平成19年に策定した廃棄物処理計画、これは循環型社会推進計画の前身に当たるものになりますが、ここでは、リサイクルにつきましては、「資源の循環的な利用を進める」というふうにしてきたものを、その下の四角にあります、平成24年に策定した循環型社会推進計画におきましては、「より質の高いリサイクルを優先する」という考え方を追加しました。その下の破線の四角にあります、「質の高いリサイクル」がどういうものかということですが、サーマルリサイクルであるとか建設資材等への再利用といったような一回限りのリサイクルではなく、繰返し循環的に利用することが可能な素材としてのリサイクル、これを「質の高いリサイクル」といいます。質の高いリサイクルの例といたしましては、ペットボトルが卵パックであるとかパレットへと形を変えた後に、最終的に燃料として焼却されるというように、素材に応じて可能な限り何度も循環利用して、最後にサーマルリサイクルとして終わるというものです。

一方で、素材としてリサイクルすることができるペットボトル、これをいきなりサーマルリサイクルに供するというのが、質の低いリサイクルの例です。

5 ページをご覧ください。平成25年に策定されました、国の循環型社会形成推進基本計画におきましては、「素材の性質に応じたリサイクルの質の向上」に取り組むこととされておりまして、具体的には、水平リサイクルを広く行うことで、持続可能な資源活用の一層の推進を目指すこととされておりまして、ここで、水平リサイクルとは、使用済製品を原料として用いまして、同一種類の製品を製造するリサイクルのことをいいまして、こちらの国の考え方というは、素材に応じて可能な限り何度も循環利用すべきという大阪府の考え方と同じものとなっております。

最後に、参考といたしまして、リサイクル関連法令の概要を示しておりますので、こちらについては、ご確認ください。

資料3-2の説明は以上です。

引き続き、大阪府認定リサイクル製品に関するアンケート調査結果について、ご説明いたします。

資料3-3の1ページをご覧ください。まず、府民の意識について、ご説明いたします。調査の概要についてですが、インターネットを活用いたしました大阪府のアンケート制度によって、平成24年2月に実施したものです。認定製品についての説明とカタログを載せたうえで、回答をいただいております。結果についてですが、認定製品に対する府民の認知度は低いということ、実際に購入したこともない割合が大きい、一方で、「ぜひ買いたいと思う」又は「機会があれば買いたいと思う」という回答が94%ありまして、認定製品を府民の目に触れさせる機会を増やすということが課題であると考えられます。

2ページをご覧ください。認定事業者の意識について、ご説明いたします。調査の概要についてですが、認定事業者を対象としまして、認定の活用状況等についてのアンケート調査を、平成26年6月に実施したものです。認定を受けている製品の品目ごとに認定事業者を分類いたしまして、結果を集計しています。

結果についてですが、まず、認定の申請理由につきましては、中段の表のとおりとなっておりますが、3ページにグラフがありますので、こちらをご覧ください。全体的に、顧客への信用度を得るためのツールということで期待を寄せている割合が大きい、また、「日用品・事務用品」又は「土木・建築用品」の事業者につきましては、特にその傾向が大きい、という結果でした。

4ページをご覧ください。認定の活用方法について、上段の四角に載せておりますが、全体的に、ほぼすべての認定事業者が、営業の際にアピールしているということです。

また、「土木・建築用品」の事業者につきましては、安全性を証明する根拠ということで利用しているケースが見られます。

次に、認定による販売効果については、上段の表に載せておりますが、下段のグラフをご覧ください。認定事業者全体の約半数が、効果があったという回答をしておりまして、その内容としましては、「商談が進んだ」又は「認定を受けた商品を求める取引先が

ある」という回答が多く、販売量の増加につながった事業者というのは、ほとんどいませんでした。また、「日用品・事務用品」の事業者につきまして、他の認定事業者と比べまして、効果があった割合が大きいということ、「土木・建築用品」の事業者では、効果があった割合が小さい、という結果でした。

5ページをご覧ください。府の認定の必要性につきましては、上段の表に載せておりますが、中段のグラフをご覧ください。認定事業者全体の85%が「販売に欠かせない」又は「販売に欠かせないほどではないが、あったほうがよい」という回答していることから、認定制度は一定必要とされておりました。また、上の質問で、「認定による具体的な効果は見えない」と回答した事業者でも、認定はあったほうがよいというふうに考えております。

次に、リサイクル製品の販売で、ユーザーから求められることについてですが、こちらは下段の表に載せておりますが、6ページ、7ページにグラフがありますので、こちらのほうをご覧ください。全体的に、最も割合が大きいのは「価格」ということでした。

また、「その他用品」の事業者では、他の認定事業者と比べまして、「公共や第三者機関の認定」を求められている割合が大きいということ、「土木・建築用品」の事業者では、「安全性の証明」を求められている割合が大きい、という結果でした。

7ページをご覧ください。全国的な認定と、府の認定の取得状況につきましては、中段の表に載せておりますが、下段のグラフをご覧ください。全体的には、府の認定のみを受けている事業者が多い、という結果でした。その理由といたしましては、「販売が全国規模ではないため」、「製品が全国的な認定の対象となっていないため」、「全国的な認定は費用が掛かりすぎるため」という理由が多く、府の認定は、全国的な認定とは住み分けて活用されております。

8ページをご覧ください。今後の認定制度への期待ということで、上段の四角に載せておりますが、全体的には、制度の認知度が上がることを期待している意見というものが多く、「土木・建築用品」の事業者では、公共工事における認定製品の使用の義務付けであるとか、優先使用を求める声が多い、という結果でした。

最後に、建設リサイクル法により建設廃棄物のリサイクルが定着してきている中で、府の認定を受けるメリットについてということで、下の四角に載せておりますが、「安全性の証明になる」又は「メリットはない」という回答がほとんどでした。

資料3-3の説明は以上です。

福岡部会長 はい、ありがとうございます。

今のご説明で、最初の資料3-2のほうは、全国的なリサイクル状況とか、国の取組みとか、大阪府の計画のこととかを載せていただいておりますが、委員の皆さんはよくご承知のことかとは思いますが、まず、資料3-2に関してご質問等ありますでしょうか。

1ページ目の大阪府の一般廃棄物のリサイクル率は、やはり全国に比べると低いという、常にワースト扱いをされているんですが、リサイクル製品認定制度を頑張

ればこれが上がるというようなものではないですよ。いかがでしょうか。

事務局（熊澤副主査） はい、そういうものではないです。

福岡部会長 各市町村が、資源化の事業をもっとやるとかですね。

よろしいでしょうか。あとは、質の高いリサイクルということと水平リサイクルというキーワードもありますけれども、今の認定制度ではこれは求めているというか、同じものにするとか、何段階かのカスケード利用をすることになっている製品というのは、認定基準にしていないというか。

事務局（中戸課長補佐） そうですね、現在はそうでした、先ほどの説明の中でもありましたとおり、この考え方が計画に初めて出てきたのが平成24年3月ということでございまして、今の認定制度は、府で発生した循環資源を使って作られた製品ということで、特にこの質の高いリサイクルを考慮した規定が何かあるということにはなっていないといったことでございます。

福岡部会長 はい。もしこれを入れるとしたら相当ハードルが上がってしまうんじゃないかと思うんで、入れるとしたら2段階にするとかでないかと多分、今認定されている製品が全部ダメになりかねないかもしれないですけども。

資料3-2についてはよろしいでしょうか。

そうしましたら、資料3-3について、ご質問とか、追加の説明のご要望とかありましたら。

惣田委員 資料3-3について、2点教えてください。認定事業者の感じている意識について興味があるんですが、回答には、土木・建築用品において両極端の答えになっていて、安全性の証明として助かっているという答えと、メリットがないとの答えがあります。安全性の証明というのは、普通JIS規格を満たしていることや、土壤汚染防止に関する溶出量試験を実施していることが安全性の証明になっているということでしょうか。認定制度における安全性の証明になるというのは、どういう項目なのかというのが1点目の質問です。

福岡部会長 まず、これはアンケートでこういう設問を出されたということであって、安全性が証明できているかというのは、認定制度上は、提出された書類でしか判断していない、別途溶出試験をわざわざこの部会とかでやっている訳ではない。

惣田委員 別に安全性の証明をしている訳ではないのに、こういう回答なんですか。

福岡部会長 そうですね。これはアンケートとして聞かれたから、こういうふうに答えたということになる。

惣田委員 認定制度は、安全性を証明するものではないですよ。

福岡部会長 はい。事実とは異なる・・・。

惣田委員 認定制度が正しく理解されていなかったということでしょうか。

福岡部会長 もやもやした感じになりますよね。これはでも、自由記述の回答のところ、例えば4ページの上のところ、自由記述で1社か2社くらいがこういうことを書

かれたという感じなんではないでしょうか。何社も何社も・・・。

事務局（熊澤副主査） 1、2社ではなく、複数あります。

福岡部会長 そうですか。

惣田委員 安全性の証明のことをそんなに一生懸命にやっているようにも思えなかった
ので、何でこういう回答なのかなというのが率直な疑問が1点目で、2点目の質問なんで
すけれども、公共工事に認定製品の使用の義務化や優先化を求める声が多いことは、メ
リットがないという答えと関連していると思います。先ほどの資料にグリーン購入法と
連携している事項がありましたが、実態はどうでしょうか。

事務局（中戸課長補佐） 資料3-1の6ページをご覧いただきたいと思うんですけれ
ども、そちらに大阪府のグリーン調達方針ということで、左から3番目に枠を作らせて
いただいているんですけれども、調達に当たっての要求事項というところで、書いてい
ますが、大阪府グリーン調達方針の中で、「大阪府リサイクル認定製品その他のリサイク
ル製品の調達に留意するものとし」ということで書いておきまして、特に土木資材とか
でしたら、大阪府建設リサイクル方針というものもございまして、そのなかでリサイク
ル製品は使いましょうというふうに決めてはいるんですけれども、大阪府認定リサイク
ル製品を使いましょうという決めにはなっていないということです。グリーン調達方針
でも、ここに特出しはしていただいているんですけれども、これを使いなさいというこ
とにはなっていないというのが現状です。

惣田委員 必ずしもこの認定製品が優先されるとも限らないということですね。

事務局（中戸課長補佐） そうですね。現状はそうでございます。

惣田委員 ありがとうございます。

福岡部会長 他、いかがでしょうか。

まあ、アンケートはある程度期待を込めた回答というのもあると思いますので、もっ
と府に買って欲しいみたいな感じで、グリーン調達の分がうまくいっていないよとい
うように回答されている可能性はかなり高いんですけれども。

藤田部会長代理 よろしいでしょうか。今後の課題ということでも結構なんですけれ
ども、今回のアンケート調査結果につきましては、単純集計でのご報告だったかと思
うんですが、例えば、4ページと5ページをご覧いただけましたら、府の認定による製
品の販売効果は、全体としては、半数くらいの方が効果があったと答え、半数の企
業さんは効果が見えないというふうに答えているにもかかわらず、次の、府の認定
の必要性となると、9割はいきませんけれども、かなりの方が必要だというふう
に言っていて、すると、効果が見えないけれども必要だという人たちというのは、
どういうふうに読んだらいいのかということで、例えば、クロス集計とか、そう
いった別の手法で評価をしたほうが、より事業者さんの意図というのが明確に
なるんじゃないかなということで、個々の単純集計の結果は結果として有効だ
と思うんですが、その傾向が独立した設問の結果を合わせて見たときに、やや
違和感のある結果は出てやしないのかというような感想が

あるんですけども、今後で結構ですので、例えばこの2つの問題をクロス集計かけてみると、またちょっと違う有意性とか出てくるんじゃないかなと思いますんで、ぜひ次回以降は検討いただきたいなと思います。

福岡部会長 いかがでしょうか、その辺は。クロス集計をして、また提出していただくか、お手元にもうちょっと詳細なのがあれば今軽くご紹介いただければ。

事務局（中戸課長補佐） また今後お示ししていきたいと思います。

福岡部会長 はい。効果がないけれども必要だとか、ちょっと矛盾というか、理由が何かあるんでしょうけれども。

藤田部会長代理 漠然とした期待の表れがここに。「効果はないけれども必要だ」ということには、「何かあるだろう」という期待があるということなんでしょうけれども。

福岡部会長 そうですね。その事業者さんが扱っている製品が実は何だったのかということですね。今、全然出ていないものなのか、実はすごく売れているものなのか、その辺の特性もあるかもしれませんね。

他、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。資料3-3に関する質問タイムはこれで終わらせていただきまして、今、議事次第の(2)の現状を整理して、聞かせていただいて、頭に入れたということで、3番目の議題で、「リサイクル製品認定制度の課題について」ということで、これから「あり方」を検討するときに論点があちこち行かないように、事前に課題の整理を事務局のほうでしていただいておりますので、そのことについて資料4でご説明をお願いします。

事務局（田邊資源循環課長） 失礼いたします。資源循環課長の田邊でございます。

資料4に基づきまして、認定制度のあり方検討に当たっての課題、課題に基づきます論点整理の事務局案について、ご説明させていただきます。座らせていただきます。

循環条例第12条に基づきまして実施してきました認定制度のあり方検討に当たりまして、これまで説明いたしましたリサイクル認定制度の現状から、事務局案として、課題と論点を整理いたしましたので、ご説明いたします。

まず、「課題」でございますけれども、資料3-2で説明いたしましたように、リサイクルは全般的に進んでおりますけれども、アスファルト・コンクリート塊やコンクリート塊のように97%を超える高いリサイクル率を維持している循環資源もあれば、ガラスびんはリサイクル率が70%であるということなど、種類によりましてリサイクル率の差があるということがあります。また、廃プラスチックのように、リサイクル率は高いものの、熱回収が多く、マテリアルリサイクルが進んでいない循環資源もあるということも挙げられます。

次に、大阪府の循環計画や国の基本計画によりまして、新たに「質の高いリサイクル」を推進することを掲げておりまして、諮問の説明にもありまして、本認定制度も、より質の高いリサイクルを促進するものにしていくという必要がございます。

次に、アルミ缶のように、何度も繰返しリサイクルされて活用されているというもの

が、認定製品の中には少ないということがあります。一方で、認定製品の大半でございますけれども、リサイクル率がほぼ100%となっておりますコンクリート塊などを原料としているものも多くありまして、その他のものが少ないということで、繰り返しリサイクルされるものを増やしていくことが挙げられます。

課題の最後でございますけれども、これまで認定製品のPRを進めてきたところでありまして、府民の認知度がまだ低いと、また府民が見かけることが少ないといったことがあります。

以上の課題を受けまして、論点を3つに整理いたしました。

まず、論点1といたしまして、認定制度のスキームでございます。諮問にもありましたように、「質の高いリサイクル」を推進するためには、現行制度のスキームをどのように直していくべきかという点でございます。例えば、繰り返しリサイクルが可能な製品を、他の認定製品と区別して、認定するといったことが考えられないかといったことでございます。

論点2でございますけれども、認定品目・基準についてです。アスファルト、コンクリート塊等につきまして、建設リサイクル法によりほぼ完全にリサイクルが進んでおり、これらから製造される再生舗装材につきましては、継続すべきかどうかということがあります。

また、原料となります循環資源について、現在は府内で発生したものの割合についての定めがございますが、重視する必要があるのかといったことでございます。

論点3でございますけれども、制度の活用についてです。認定製品を府民が見かけることが少ないということにつきましてですけれども、やはり生活用品・事務用品といった府民の生活に関わりのある製品が少ないためですが、こういった府民の生活と関わりのある製品を増やしていくためには何が必要かといったことでございます。

また、これまでの制度の検証、評価は十分ではありませんでしたけれども、今後どのように制度の有効性を定期的に検証していくべきかといったことでございます。

以上、3点を論点整理の案といたしまして事務局からご提案させていただきます。以上でございます。

福岡部会長 はい、ご説明ありがとうございました。

まず、資料4に書いていただいていることに関しての質問がありましたら、出していただきたいなと思います。論点で整理していただいている、先ほど、話が拡散しないように、あちこち飛ばないようにと、私が申し上げたんですけれども、ということは、これ以外を話してはいけないのかということになるんですけれども、それはいかがなものなんでしょうか。

事務局（田邊資源循環課長） 基本的には、諮問にありましたように、制度の今後のあり方ということでご議論をお願いしたいなと。認定の作業も色々審議をお願いしておりますので、それ以外にもこういったことはどうだということがあれば、今後の参考には

させていただきたいなと思っております。

福岡部会長 はい。特に、制度のスキームのところとかは、論点1のところに書いてあるのは「質の高いリサイクルを推進するために」という前提があって制度のスキームを見直すと書いてありますけれども、事務局の方には前にも言ったんですけれども、「リサイクルだけですか？リユースもいいんじゃないですか？」というようなことを申し上げたことがあったんですが、そういうのは、今回の諮問されている範疇からは外れてしまうんでしょうか。

事務局（竹柴環境政策監） 一応、諮問のところでは、条例に基づいたこの制度について、あり方をご検討いただけませんかということで諮問を申し上げましたので、ご議論いただく、お答えを我々がいただきたいのは、リサイクル認定制度の内容をどのように見直したらリサイクル社会の進展に寄与するかといった観点でご議論いただきたいんですが、当然のことながら、派生した議論として色々出てくると思います。全体を減らす方法でありますとか、リユースによってリサイクル社会を推進するといったような。

そのようなご意見は、当然、議論の中でしていただいて結構だと思いますし、最後の答申の取りまとめに当たりまして、付帯の意見としていただければ、今後、我々が色々制度を作る中で、内部で検討もできましようし、参考にさせていただきたいなというふうに思います。

ただ、リサイクル製品認定制度そのものが、いる、いらんという話になってくると、先ほどの条例の話まで飛んでしまいますんで、場を変えなければならないかなというふうなことはありますので、そういう議論のきっかけを投げかけていただくということも、我々としてはありかというふうに考えております。

福岡部会長 はい。参考資料3で条例を付けていただいていますけど、ここでは、要するに、第12条が「再生品の認定」だからリユースは再使用だから再生でないんですよ。なので、入れるとしても、この条例に基づかないことになってしまうということですね。

事務局（竹柴環境政策監） はい、ただ、この制度そのものを議論いただくのに、その周辺の議論が当然必要だというのは我々も分かっていますし、理解が得られると思いますんで、併せてご議論いただいたら結構かなと思います。

福岡部会長 はい、分かりました。他に、この資料4に対する質問、よろしいでしょうか。もし後で気が付いたら足していただくとして、そうしましたら、この資料4を受けてのご意見とか、コメントとかがありましたらお願いしたいんですけれども。

惣田委員 論点1で率直な質問なんですけど、「質の高いリサイクル」は、理念としては良いですが、既存の「なにわエコ良品」の中で、こういう「質の高いリサイクル」をしているなという物品は実際にあるのでしょうか。制度のスキームとして設定するならば、認定モデルが既にあるのか、全く新しいものを期待しているのか、どのくらいのレベルのものを想定しているのでしょうか。

事務局（中戸課長補佐） 今認定している製品の中では、確かに数は実際のところ少ないと思いますが、例えば、認定している中で、食器があるかと思うんですけども、その食器は、壊れた食器を製造業者のほうで回収いたしまして、細かくして、またそれを原料にして食器を作っていくって、また各契約している府県さんに納めるというような形を取っていらっしゃるんですけど、食器が壊れないと原料にはならないんですけども、そうやって食器がまた食器になっていくというようなことでは、繰り返しリサイクルされている、循環計画の中でいう「質の高いリサイクル」というようなものに当てはまるんじゃないかなと考えておるところです。

惣田委員 食器を例に出していただいたんですけども、「質の高いリサイクル」を実現するのに、ある程度マスが必要というか、物量がないと中々難しいですね。食器は廃棄物の量として多くはなく、回収も難しく、食器から食器にリサイクルするルートを確立するのは難しいと思います。アイデアとしてはいいと思いますけれども。

事務局（中戸課長補佐） 納めていらっしゃるのが幼稚園とか学校とかということで、教育委員会等を通じて壊れた食器を集めてということでやっていらっしゃるの、経済産業省で賞を取っていたり、先進的な取組みをされているところなんですけれども、食器もすぐに壊れる訳ではないとか、そういう時間的なスパンの問題はありますが、繰り返しリサイクルという点では、確かにシステムとしては成り立っているかなと思っておるところです。

惣田委員 ありがとうございます。

福岡部会長 今、論点1に関して、話が出ていますので、しばらく論点1関係で話をさせていただきたいなと思うんですけども、この「質の高いリサイクル」に関して、どう取扱ったらいいかということで、ご意見を順番にお聞きしたいなと思うんですが、いかがですか。

麓委員 見直すべきかという話になると、そこまで達しているのかとか、それが現実問題として回っていくのかという話はあると思うので、それが、今、例えばアンケートされている部分でも、分野によって違うと思うんですね。そういう意味では、質の高い状況になっているかどうかというのを知るための、認定の中でのデータ取りというのは必要なかなというふうには思うんですが、例えば、後で出てくる建設資材のところに関わってくると思うんですけど、路盤材として使っていくのがいいのか、コンクリートから出てきたものをコンクリートに戻していくのがいいのか、そういったところもあって、実際には使ってもらえないから、そういうところに使っていますというふうなところもあると思うんですね。ですので、品質としてどれくらいになっているのかとか、それをもっと上のところに推奨していいのか、骨材として使っていくとかですね、そういうふうなことをできる状況にあるのかというふうなことを知るといことは重要なかなと思っています。惣田先生が言われたように、使っていけそうなものがあるのであれば、それを本当は推進、推奨していくというふうなところにつなげていくほうがいいの

だと思うので、この認定部会そのものとは実は関係ないのかもしれないんですけども、認定部会が実際には認定するだけですので、そういう目的は持ちにくいのかもしないんですけど、データ取りとしての機関というのを持ち合わせてもいいのかなという気はしました。実際にスキームを見直すかというのは、現状としてそれを見ていくとか、実際にそういったところに、アンケート自体も「今どうですか」ということを聞いているだけで、そういったところに持っていきそうだとか、そういうふうなところが見えてないので、それをこちらが急に付加しても、向こう側ができないということもあると思うので、そういったところも聞いてみるとか、どういったところに出していきたいのかというふうなことも、もうちょっと聞いてみるというのも一つかなというふうに思いますので、見直すべきかという意味では、そのための準備をしていくべきだと思いますが、すぐには見直せないかなと思います。認定の中でデータ取りをするのか、それともアンケートの中でどう適応していくのか、そういったことを思案することが必要かなというふうに考えました。

福岡部会長 はい。色々情報がまだ少ない中でのご意見で、議論していく中でもっと深めていければ本当はいいんですけども。

藤田委員、いかがでしょうか。

藤田部会長代理 論点1の「質の高いリサイクル」ということに関しましては、本日のご説明で、製品として循環させるものが「質の高いリサイクル」というお話だったんですけども、これまでの製品認定は、1回製品から製品になるというところで、評価していると思うんですけど、素朴な疑問として、それが終わったらまた製品になるんですか。

福岡部会長 それは見ていない。

藤田部会長代理 なので、本日の資料3-2の4ページの「質の高いリサイクル」の例で申しますと、「質の高いリサイクル」の例というのは、何順かはするんですけど、最終的には燃料として焼却ということで、一番初めに燃料として焼却されるよりはいいということだろうと思うんです。なぜそれが、中々効果が見えないとか、色んなアンケートの取り方の問題もあると思うんですけども、認定されてもされなくても、効果が見えないとかおっしゃっているというのは、おそらく事業者さんなので、利益につながっていないところがあるんじゃないのかなと推定されます。何が言いたいかといいますと、たとえ「質の高いリサイクル」が進んだとしても、それが市場の取引で認められない限りにおいては、ボランティア活動で事業をしている訳ではないですから、やはり費用対効果というか、どのくらいの質の高いものがどのくらいの費用できて、市場で受け入れられるのかというのが、実際大きな問題になるようなところで、それは、物量、先ほど惣田先生がおっしゃったような量の問題もあるでしょうし、技術という問題もあるでしょうし、もしかすると今日ご説明いただいたコンクリートというか石というのは、かなりバーजनのものとは比べて、費用に差がないので、やっても何とかできるけ

れども、紙とかトイレットペーパーとか、事務局の方に何うと、やっぱり再生というだけで関西では売れにくいとか、価格ではない他のところで問題があったりだとか、おそらく今日ご報告いただいた、それぞれの部材の特性によって、「質の高いリサイクル」をした場合に掛かる費用というのが変わってくるんじゃないのかなという印象がありますので、もし変わるとすると、例えば「リサイクル率が低いところを積極的にしたほうがいい」ということで、こちらが制度設計をしたとしても、実際の市場での取引で価格が3倍でも大阪府さんはそれを買いつづけるのかというところでいくと、現実、様々にリサイクルされる缶なのか、ガラスなのか、古紙なのかによってリサイクル率が違うので、「低いところを見ていきましょう」とか、「高いところはやらなくていいよ」という話にはならないと思うんです。ですので、質の高いリサイクルを推進することはすばらしいことなんですけれども、推進するためには、やはりその裏に製品の特性ですとか、費用といったようなことが関わってくるので、そういったことも含めた上での見直しなのであれば、その制度のスキームというのを考えていかないと、今日ご説明していただいた全国的な循環資源の種類別状況というところで、「低いところをやらないといけないから大阪府でも積極的に認定していきましょう」というふうにしたとしても、それについてくる事業者さんがいなければ、制度というのが活用されなくなってしまいますので、種類別の状況と、今大阪府さんのほうで認定されている製品の特性からだけで判断するのではなくて、もう一段、なぜそれが進まないのかというところを、例えば先ほどの陶器の話だと、そんなに割れませんから、作りたくても割れる陶器がないとかということが問題かもしれないですし、そもそも「質の高いリサイクル」をするのに過大な費用が掛かるものもあるでしょうし、費用に関わってきますけど、どのくらいリサイクルのものが市場に集まっているのかという状況だとかもお知らせいただいたほうが、スキームを見直すにしても、いいものができるんじゃないかなと思います。

福岡部会長 はい、ありがとうございます。

中浜委員、いかがでしょうか。

中浜委員 あまり難しい話は専門の先生にお願いしますが、「質の高いリサイクル」といいますと、私たちは昔、ペットボトルをリサイクルしてできた布を、人形劇の服にして、悪質商法の啓発で出張講座に出向いて、今もしています。ペットボトルからできた植木鉢、こんな小さい植木鉢、赤、青、緑、黄色というのがあったんですが、なぜかそれが、15、6年ほど前から、よく皆さん、府民の皆さんとか市民の皆さん、利用されたり、お庭で活用されたのが、今もうそれが全然見かけられなくなったという、やっぱり消えてしまったというのは、アンケートのところにも示してあるみたいに、価格や品質があまり変わらなければ、リサイクル製品でないほうを買うというのは、消費者は1番にそれだと思うんです。リサイクルでできた植木鉢を買うよりも、300均や100均のほうが、かわいくて実用的であってという部分あるので、だんだんとそういうふうになくなってしまっているのかなと思うので、すごく残念だなと思います。なにわ

エコ良品のパフレットの中に、もう一度そういったものを取り入れていただいたり、昔そうやって認定製品を、製品で挙げられたものを「こういうものが挙げられてましたよ」という、企業さんのフォローも、そういったものの情報として皆さんに知らせていただければ、やはり府民や市民の目に留まないと、興味、関心がないと、中々リサイクル製品というのは買い辛いというのもあります。実際、古紙のトイレットペーパーなんかは、バージンパルプのほうがとても安くてセールが多いので、牛乳パックや古紙なんかで買うよりも、やはりバージンのほうを買うというのが目の当たりにしてあります。

そういった部分では、消費者も勉強しないとはいけないんですけども、もっと情報として知らせていただければ、どこかに広告の1つでもいいですので、「こういったものがありますよ」というのを消費者のみんなに見ていただく、そういったきっかけを作っていただければなと思います。

福岡部会長 はい、ありがとうございました。

惣田委員はいかがでしょう。

惣田委員 はい。先ほども質問したように、繰返しリサイクルが可能な製品をその他のものと区別して認定するというのをどのくらいのレベルで設定しようとしているのかが不明瞭なので、既存のカタログの中で繰返しリサイクルが可能な製品分類のシミュレーションをすると良いかと思います。これを見る限り、使った後もまた元のものに戻せそうなものがほとんどのように思えて、結構「質の高いリサイクル」が既にあるように思えます。

福岡部会長 路盤材はそうじゃない・・・。

惣田委員 路盤材はそうじゃないですけど、紙類とはそうですし、間伐材が下駄箱になっているとかは、質が高いといえば高いと思うんですね。これが竹炭になっていたり、廃食油がせっけんになっていたりすると、質が悪いのかもしれないですけど、どの辺で質が高いというカテゴリに入るのかというのがまだ分からないので、どういうのが推奨すべき事例なのかというのを一度考えてみるといいかなと思います。

福岡部会長 今現在認定されている製品について、使用后そのまま廃棄されるであろうというようなタイプのものと、回収してまたできるよというタイプのものと、仕分けをして、こんなものがあるから、このものは上位ランクにできそうかなとか、そういう判断を、試しをしてみるといい感じですね。

藤田部会長代理 関連してなんですけれども、実際に認定されているか、数というのを把握してなくて恐縮なんですけど、今日の参考資料2の5ページ、6ページに製品認定対象品目、別表1というのがございますけれども、製品名からある程度、先ほど部会長がおっしゃったような推測がつくのであれば、ここで一次的な分類をすることもできるのかなと思います。

福岡部会長 そうですね。

藤田部会長代理 例えば9番の衛生用紙というのは多分無理ですよ。先ほどのお話だと、タイルブロックとかだったら何順もできる可能性があるということなんですかね。

福岡部会長 金に糸目をつけなければ。費用ですよ。

藤田部会長代理 費用の問題もありますけれども、先ほど中浜委員がおっしゃった、今アパレルのいくつかの会社もされていますけど、衣服の再利用とかということで、ペットの服をもう一度返して、手袋にしたり軍手にしたりというような企業さんもありますが、そういった道があるのかなのかということと、実際は今日の事務局の方のご説明にもあったように、対象品目の分類というのは非常に多岐にわたっていますが、ある特定の分類番号のところに認定が偏っているということもございますので、その辺りを勘案しながら、もし今回の「質の高いリサイクル」というのを推進するのであれば、分類番号の何番、何番というのが、その可能性が高い、低いというような想定ができるのであれば、次の整理の作業がしやすくなるんじゃないかなと思います。

福岡部会長 そうですね。それは事務局のほうで仕分けを、できれば3つくらいですかね、「無理」というのと、「経済的に支援をしたらできるかもしれない」、「経済的にも成り立っているのもう1回いける」、それくらいで仕分けていただくと、支援の必要性まで含めて考えられるんじゃないかと思っておりますので、お願いします。

事務局（水丸循環型社会推進室副理事） トライしてみます。

福岡部会長 はい。品質を上げるために余分な投資をしないといけないのであれば、どの事業者さんもやられないんじゃないかと思っておりますので、それは1回で、燃料でというようなことかなと思うんですけども。あと、質が高いかどうか、多分高いんだろうと思うんですけども、ブランド化している事例がありますよね。例えば、消防ポンプの古いやつでかばんを作るとかですね。多分それはプラスアルファの価値を付けてしまって、より高い値段で売っているというような、リサイクルではなくリフォームだったりするかも知れませんが。パッチワークとかもそうですね、結局は。すごく手間を掛けて、芸術品に近いようなものにするというあり方は、多分あるんですけども。そうすると、この制度に乗らなくても、勝手にいけてしまうというジャンルのものが多分あると思います。

そうしましたら、この「質の高いリサイクル」に関しては、そういう検討を次の段階として進めていただくということで。

他、何かご意見とかありますか。「これを確認しておかないといけない」とかですね。

麓委員 この「質の高い」という話で、例がアルミ缶だったと思うんですけど、アルミ缶のリサイクル率は実際にある程度高いという話で、ご報告がありましたけど、これは元々回りやすい状況が出来上がっていると。先ほどの費用とかそういうものも含めて出来上がっているというふうな話で、アンケートにもあったように、期待している部分があるというのは、ここに来るのは必ずしも経済的に合わないだけけれども、この認定をすることによって、というふうな形がかなり強いと思うので、そういう意味では、そう

いうぎりぎりのラインにいるのか、「かなり難しいけど頑張りたいんだ」と主張しておられる方をどのようにこれから扱っていくのかということにはなると思うんで、そのすれすれのところをどういうふうを考えるかということになるのかなど。皆さんのお話をお聞きして、皆さんそう認識されているのかもしれないですけど、その辺が出てくるかなというふうに思いました。

福岡部会長 はい。そうしましたら、論点1で今書いてあることに関しては、その辺にさせていただいて、順番がいきなり論点にいつてしまったんですけども、課題に挙げさせていただいていることについても、まだまだ、これ抜けているんじゃないかとかですね、何かあるかもしれませんので、ご意見があれば。

先ほどのアンケートで、「安全性」を期待しているけど、実はそれは私たちは認定はしていませんよという、 mismatch、ギャップというのがあるというのは課題に思いますが。今後そこは何とかしないと。事業者さんがそう思っているだけだったらいいいんですけど、それを実際に口にされてあちこちにPRされて、買う人がそう思ってしまうと、まずいんじゃないかと思えますので。

藤田部会長代理 本日のご説明にはなかったんですが、前回、認定されているにもかかわらず、出回っていない製品、認定するだけでよいのかという議論があったかと思うんですけども、このたびは「質の高いリサイクル」というところに焦点を絞って制度を見直すので、実態は見なくていいという理解でいいですか。

福岡部会長 それは見ないといけないですね。

藤田部会長代理 前回だと、認定はされているんだけど、中々販売実績というのが様々な事情で上がっていないというようなものについてもご報告があったかと思うんですが、「質の高いリサイクル」との関連性というのは別の問題として、実態の把握というところでは、そこは踏まえておいたほうがいいのかも。今日の課題には出てきておりませんので、ご検討いただければと思います。

福岡部会長 新たな課題として、販売実績がないものを認定し続けているということになりますね。

藤田部会長代理 年度の変動はあるにせよ、認定したにも関わらず、例えば、うろ覚えで恐縮なんですけど、プリンターだと、大きなプリンターだと規格が大きいので中々受け入れられないんじゃないかなるかとか、下駄箱だと、更新時期がないと中々下駄箱の入れ替えというのが少ないんじゃないかとか、他の自治体さんのほうでは受け入れ実績があるけれども大阪ではないというようなお話だとか、まさに色々なパターンがあったかと思うんですが、後押ししようということで製品認定しているものの、うまく市場に乗ってこないといったようなものというのは、本来であれば認定されることによって広く認知され、販売もされ、というようなことを狙っている制度だと思うんですが、認定するところまでで、その後のところが、中々色々な事情でつながっていないというようなもの、少ないとは思いますが、前回のご報告では教えていただきましたので、そこを

どのように今後考えていくかということも、制度全体の見直しということを考えるのであれば、入れていっていただきたいなと思います。

福岡部会長　そうですね。両方向ありますよね。そういうものは認定しない方向でやるのか、普及というか、ちゃんと買ってもらえるようにうまくやっていくという方向か。そういう販売実績がちょっとでもあればいいですけど、皆無で何年も推移しているようなものとかがあれば、それは何かがよくないということであると。そういうものが見受けられるというのが課題ですね。

あと、何か課題として気になっておられるようなことがありますでしょうか。

では、また気が付いたらということできせていただいて。

制度のスキームという点で「質の高いリサイクル」以外で、先ほどリユースと言いましたけれども、そういう細々とした認定基準ではない、大きな点で何かありますか。

一つ、今、自薦、自分で申請することになっているんですけども、これを他薦、誰か別の人が「この商品いいから」みたいにやるのはいかがなものなんですかね。そうではないと多分、いい商品があつて市場に出回ってたら、もう誰もこの制度に申請しないかもしれないですよ。そうすると、消費者にしたら、もうその情報にはアクセスできなくなる。そういうものがあるんだというのを、知らない人は知らないという状況になりますよね。そこまで変えるような話でいくというのはどうでしょうか。

事務局（水丸循環型社会推進室副理事）　先ほどご説明いたしました参考資料3の条例第12条を見ていただきますと、「事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるものとする」ということがございますので・・・。

福岡部会長　縛られているんですね。

事務局（水丸循環型社会推進室副理事）　この縛りの中ではちょっと違うのかなと。そういう視点というか、ネットなどでよくある商品の評価という形での推奨というのは、それはそれで違う考え方としてあるのかなと思うんですけども、この制度を条例を変えない中で見直すということでは、その枠からは外にある考え方かなと思います。

福岡部会長　中々制約の多い条例みたいです。ただ、そういうことも口にしておくということは、将来の芽を出すということで、他の委員の皆さんも何かあればぜひ言っていただきたいですが。

スキームということであれば、参考資料2をもう一回熟読して、もう一回出すというようなことかもしれませんので、先に進めたいと思います。あと15分くらいしかお約束の時間がありませんので。

論点2についてですね、認定製品の基準というところで、事務局のほうからは「再生舗装材の認定を継続すべきか」という論点、それから「府内で発生したものの割合について重視するか」というのと、2つ出しています。

まず、再生舗装材に関してはいかがでしょうか。もうちょっと再生舗装材に関する情報をいただけますでしょうか。今、何件くらい・・・。参考資料2の5ページだったら

分類番号3番に当たるコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊リサイクル資材ですね。建設廃材の中からコンクリートを取り出して、粉砕して、舗装材に使うみたいですね。

事務局（磯田循環型社会推進室長） 少し補足しますと、再生舗装材の関係ですけれども、基本的にはコンクリートがらを破砕して、J I Sの規格に合うように粒径をそろえる、そろえた結果のものは、基本的に大阪府域におきましては、「料金の如何にかかわらずそれを使用するように」というのが一つの公共事業、あくまでも大阪府ですけれども、公共事業の方向性として出ておりまして、そういう意味では、認定製品であるか否かにかかわらず、J I Sの規格をクリアしておいて、そして再生品であれば、これは基本的に利用される。新材よりも優先するんだという方向性がございます。ただ、これはあくまでも公共事業の部分だけでございますので、民間の部分であったり、あるいはそれ以外のところというのは、また別途の話になります。そういう意味では、府域で発生したものであるかということころは置くとしても、コンクリートがらについては舗装材という意味では、ほぼ完全に利用されている。問題としては、それ以外にJ I Sの規格等があるにもかかわらず、そちらの方向にいかないというのは別の理由がありまして、例えば骨材、再生骨材として利用するためには、そのための、例えば建築物、構造物であったり、そういうものを造るときには、強度の問題とか、そういった観点からですね、使用が止められていると、あるいは使用してもいいというふうな規格になっていないというところもありますので、そこら辺りは別途の課題、先ほどの先生方の議論の中にもありましたけれども、この制度とは全然別の話として、使うためにはどうすればいいのかというところなどは別途考える必要があるのかなとは思っています。

福岡部会長 再生舗装材は、資料3-1の2ページで、「土木資材」の中に含まれているんですね。これは大半が・・・。

事務局（中戸課長補佐） はい。大半が再生舗装材とお考えいただきたいと思います。

事務局（熊澤副主査） 今、ざっと数えたんですけれども、事業者数で24、製品数で84ですね。誤差はあるかもしれないですけれども、それくらいの数字です。

福岡部会長 結構なボリューム、比率になります。これがあるからこの制度が有効だと言いつけるのは、まずいかもしれませんか、これがない場合で有効な制度であるべきかなと思います。色々検討する際に、再生舗装材がある場合とない場合という感じで検討してみたらいいかなと、これも次回、次々回の話ですけれども、思いました。何かこの件について・・・。

麓委員 ある場合、ない場合というのは意図がよく分かっていないんですけど、再生舗装材の申請がある実際の裏側は分かりませんが、イメージとしては、先ほど言われたように、例えば、いい品質のものを作ったとしても強度的な不安があるとか、そういったものが出てくるので、そういったところに使ってもらえなくて、使えるところがここしかないというのが大きいのかなと思うんですね。その中で、他にもあるのかもしれない

ないですが、こういうふうなところで競争していくときに、何をもって「いいものだ」というふうに証明していくかとなって、その中で例えば大阪府に申請していくときに、大阪府で認められている、一つでも認められている部分があれば、その価値が上がるといふふうに解釈してやっておられたりするのかな。それが例えば「安全性」という言葉になるのか、そこは分からないですが、認められているのは何かというふうなところにはなると思うんです。リサイクル製品として認められているとか、こういった部分で認められているとかですね。そういった中で、強く推していきたいという思いがあるんじゃないかなとは考えています。そういうふうな商品というものと、一般的な日用品のところで行っていくというのは、もしかすると違いがあって、そういう意味でもアンケートの結果として思いが違うというところが出てきているのかなとは思いますが、それをどう分けるのがいいのかとかいうのは分からないですけどね。

福岡部会長 再生舗装材は対象品目から外すとしたら、この制度はどんな姿になるかですね。

麓委員 外す、外さないというのが何で決まるのかというところにはなると思うんですけども。条例からいくと、循環型社会の形成に寄与する事業を営む事業者を育成するということから、自分が扱っているものをどんどん使って行って欲しい、そのために申請をしていくというふうなところで来たときに、それを除外できるかというところかなという気はするんですけど。何らか展開が変わるということであれば、もしくは品質の審査の仕方が変わるというところになってきたときに、既に普及されているものという認定をするとかですね、そういったところが出てくるのであれば、切れるかなとは思いますが。多分当事者としては、何か他のものでも認めてもらうことで、「他のものと差別化できるなら」というところはあるんじゃないかなと思います。

福岡部会長 滋賀県とかは、そういうものを除外された制度としてやっておられるということなので、論点としてそれが入っているというのが、滋賀県のやり方を見習うのにメリットがあるかもしれないという・・・。

麓委員 認定からなくすかどうかに対して、なくさないほうがいいと思っているとか、そういうことではないんです。継続する、しないというふうなことになる、リサイクルがほぼ完全に進んでいるという話だったら、今度はリサイクル率が何パーセントに達したものを外しますかということになると思うんですね。そのときには、アルミ缶という話が出たら、アルミ缶は外しますかという話にもなっていくので、その辺の線引きの仕方というのをどこでしますかと。割合が多い、少ないは別にいいと思うんですが、どういう理屈でそこを線引きしますかというところですね。それができれば、そういう形でもいいのかなと。なくすのなら、なくしてしまえば、それはそれで同条件で公共工事には競争ということになると思うので、それは一つかと思うんですけど。

福岡部会長 アルミ缶とかガラスびんは元々入っていないんですよね、対象品目の中に。新聞紙とかも入っていない訳ですよ。

惣田委員 この論点は、上に書いてある課題のどれと関連して挙げられたものなのか、よく分からなかったんですけど、上から4番目の課題の対応策でしょうか。リサイクル率がほぼ100%のコンクリートは、もう既に完全にルートになっているので、わざわざ認定しなくても十分だという、省いてもいいんじゃないかということなのかもしれません。その他のものが少ないことの解決策ではないと思います。

福岡部会長 そうですね。ただ、力の入れ具合ですね、大半がコンクリート塊であったら、それでできている、これがうまくいっている制度のように見えてしまう。

惣田委員 その他のものをもっと増やしたいという意図があると思うんですけど、コンクリート塊の認定の継続の議論と同時に、他の認定物品を増やす案も出していかないと、先につながらないんじゃないかなと思います。

事務局（磯田循環型社会推進室長） その辺りは、中浜委員からもよく言われている、消費者に比較的近いものでないと、コンクリートがらを再生骨材にしたもの、あるいは再生砕石にしたものを一般の消費者は直接触れ合うものではない。だから、ここでいうところの「その他のものが少ない」というのは、どちらかというところ論点3の部分で、府民の生活、直接生活に関わる、一般消費者が触れられるものをどうやって増やしていくのか、そのためには何が要るのだろうかというところの論点のほうになるのかなと。どちらかというところ、論点2との関連は、その前半部分までで、後ろの「その他のものが少ない」は論点3のほうの課題の一つなのかなというふうに我々は認識をしまして、そこは、課題のところの分け方が具合が悪いのかもしれないですけども。

福岡部会長 「選択と集中」みたいなことをするか、制度を「支援策」として認めておられる事業者さんに支援するか、どうするかを考えないといけないという話でもあるということですね。それから、麓委員がおっしゃっているみたいに、どれを対象にして、どれを対象にしないかという選択を、公平に、公正にするにはどうするかというのが問題だということですね。

麓委員 そういう意味では、藤田先生が言われたように、アンケートのところはもっと詳細に紐解いていただいて、例えば舗装材を使っているところが安全性を求めているんだとすると、それは話が違うかもしれないので、保証できるものを明確にした上で、話をするというほうがいいかもしれないですね。

藤田部会長代理 論点2と論点3に関わることかと思うんですけども、「選択と集中」ということで申しますと、対象品目というものをどういうふうに捉えて、卒業を認めるかどうかと、80%いけば卒業だというふうな形にするのかどうかということもございしますが、私たち生活者に関わりの近いところのものだけ増やしていくということで、循環型社会に向かっているという理解でいいのか、社会全体を循環型にするということで、とっかかりとしては、身近なところで「見える化」といったようなものが図られたほうが認知度が上がるというのは、とてもよく分かるんですけども、そうであるのであれば、例えば、中々難しい話かもしれないんですが、大阪府内の色々な市町村さんと、

環境読本というか、環境の冊子を教育委員会さんが作っていらっしやったりとかするようなところに、大阪府内でのリサイクルの現状として、「公共事業では積極的にリサイクルのものを使っているんですよ」とか、そういったものが学習の中に入って、かつ見ることができれば、将来のよき社会人というか、例えば水道局に見学に行くとか、廃棄物施設に行くというというような形で、関連する、教育委員会は多分主なものだと思うんですが、関係する部局で連携することによって、普段の私たちの生活からは遠いものであっても、「実はこの建物の柱にこんなのが入っていると知ってましたか」というようなことでも、入れ込むことによって、身近にあるトイレトペーパーとか、「この洋服、ペットだよ」とかいう以外のところで、「実は社会の中で色々な場面で使われているんだよ」という、知る機会を連携によって組んでいくといったほうが、全体としては、やはり循環型社会形成推進基本法の趣旨には合ってくるんじゃないかなという気がしますので、言うは易しで、するのはすごく難しいというのは分かっての意見なんですけれども、そういった認知の中で、今日のご報告の中で、展示会だとかでも見る機会が失われていくというのは、すごく大変なんじゃないかというような、中浜先生のご意見もありましたし、そういった認知のところをどういうふうに入れ込んでいくのかといったことと併せて議論することによって、もしかするともう卒業しているんだけど認知されていないという、この舗装材の話だとかも入れることができるんじゃないかなといった意見を持っています。

福岡部会長 はい、ありがとうございます。

まだまだご意見はあるかと思えますけれども、時間が参っておりますので、論点2の途中から十分に議論していませんので、次回また新たに情報整理していただいて、また議論を深めていきたいと思えます。

何か「これだけは」とか、「これだけはデータを出しておいて」というのがありましたら、また事務局のほうにご連絡をいただきましたら・・・。

事務局（磯田循環型社会推進室長） この場でなくても、その都度思い付かれたことを事務局のほうにメールなり何なりでご連絡いただければ、我々のほうで、できるだけそういう資料が作れるようにしたいと思いますので、今日はお時間もこんな状況になっておりますので、それぞれメールをいただくなり、ご意見をいただければと考えておりますので、よろしくをお願いします。

福岡部会長 はい、よろしくをお願いします。

そうしましたら、事務局のほうから事務連絡をお願いします。

事務局（中戸課長補佐） 次回の部会なんですけれども、当初10月30日ということで一旦ご連絡をさせていただいたんですけれども、今回延期になりまして、11月の中旬を予定しております。詳細につきましては、後日改めてご連絡いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

福岡部会長 はい、次は11月中旬でよろしくお願いいたします。

そうしましたら、時間を超過して申し訳ありませんでしたが、本日の部会はこれで終了いたします。ありがとうございました。